

利子は原價の要素たりや

一

利子を生産費の一項目として製造原價に含ましむべきや否やの問題は、原價計算學上從來他の如何なる問題よりも盛に論議され、學者の意見に相違を見る所である。殊に原價計算の理論と實際との進歩に多大の貢獻をなせる米國では、本問題につき多數の優秀なる會計士が既に充分其意見を發表し又議論を戦はして、賛成論にも反對論にも最早此上新たなる論據を提出することが困難と思はれる程である。併かも今猶賛否の意見甚だしく相分かれ居り、之に關する理論及實際は未だ一定せざる状態にある。

以下本問題につき賛否兩論の重なる所を紹介し、實地には之が如何に取扱はれ居るかの實狀を述べ、最後に私見を加へんと思ふ。而して本問題に關し論述すべき主要點は次の諸項である。

(一)利子を原價の一要素として考ふことが根本的に正しきや。之に就ては、賛成論者の主張する理論的及實際的論據と、又反對論者の反對する理由とを明かにすべきである。

(二)利子が原價の一要素たるを正當として、之を計算する基礎如何。之に就ては、事業への投資額即ち拂込資

本金若くは正味資本金を基礎とすべきや、又は資本財たる諸資産を基礎とすべきや、資産を基礎とするとせば其資産は固定資産に限らるゝや、將た流動資産及他の資産をも含むべきやの諸問題に論及すべきである。

(三) 資産につき計算する利子は如何なる價額を基礎とすべきや。之に就ては、固定資産は其原價につき計算すべきや、將た原價より減價を差引きたる *depreciated value* につき計算すべきかを論ぜねばならぬ。

(四) 借入資本に對し支拂ふ利子も亦原價に賦課すべきや。

(五) 利子の割合は如何に決定すべきや。

二

利子を原價に含ましむるを正當なりと主張する者の理論的根據は、専ら其基礎を經濟學に置くものである。即ち經濟的觀念に於て、生産の要素は土地勞働及資本の三者であつて、生産費は土地の使用に對する地代及勞働の使用に對する賃銀を含むと同様、資本の使用に對する利子をも亦含むと云ふ理論に基くものである。物を製造するには資本が要る。即ち原料が製品と成る迄には、其過程に於て建物機械器具等の作業設備や原料や勞働に投ぜられたる資本を使用すること明かで、斯る使用は之に對する報償を要し、それは是等資産への放資額に係る利子である。故に利子は原價の一要素なりと云ふにある。

更に又製品の販賣代價と其原價との差額は利益である。然るに經濟的に觀察すれば、事業主が企業から得る利

益金は単一な要素から成るのでなくて、之は資本の使用に對する報償と企業の危險負擔に對する報償との二要素から成るものである。故に資本の使用に對する利子を原價に含ましむることは、 $\text{Interest as a Cost}$ (pp. 12, 13) に掲ぐる一節を引用すれば、彼は曰く『早き頃の英國經濟學者は、利益と利子との間に明確なる區別を缺き、利益は事業主への勤勞報酬、危險に對する保険料及利子より成るものと考へられた……然れども十九世紀最後の二十五年間に於て、英國經濟學者は利益なる語を資本に對する利子を差引きて残る企業危險に對する報償のみに適用するに至り、最近三十年間アメリカ經濟學者の勢威の下に、利益と利子との區別は一層確實にせられ、……斯くて利益と利子との間に於ける早き頃の混同は取除かれ、今や利子は企業に於ける資本使用に對する報償であり、又利益は企業危險の負擔に對する報償であると云ふ二つの觀念が、明白に區別さるゝに至つた』斯くて近代の經濟學は原價計算に於て利子を原價に含ますことの正當なるを支持するものである。

之を要するに利子を原價に含ますことを主張する者の論據は、至極簡單であつて、資本が生産の一要素であると云ふことゝ、又利子は資本の使用に對する報償であつて、企業の危險負擔に對しての報償たる利益とは、區別すべきであると云ふ經濟學の理論に其合理化を見出すものである。

次には利子包含論者の實際的論據に就き、その重なるものを紹介せん。茲に實際的論據と云ふは、利子を原價

に含まふことが經營上肝要なる幾多の問題を解決するに必要であると云ふ、實際的理由を意味するものである。

【一】工場を所有する場合と之を他より賃借する場合との原價比較上必要。製造會社は自身其工場の地所建物を所有する場合と、是等を所有せず他人から賃借する場合とある。我國の製造會社は普通に之を所有し居り、賃借することは殆んど稀なるも（地所の全部又は一部を賃借する場合は稀ならず）外國殊に米國では之を賃借する場合尠からず。工場を自ら所有せずして他人から賃借する場合には、家賃を支拂ひ、之は製造原價へ間接費の一項目として賦課せらる。賃貸人が家賃を計算するに當ては、其建物に係る減價消却費、火災保險料及地所建物に係る税金、修繕費（賃借人が自身修繕する契約なき限り）の四者を充分カバーするに足る金額の外、尙之に地所建物への放資額に對する利子をも亦計上するが普通である。從て製造家が其後に地所建物を自ら所有するに至れば、之に係る經費を計算するに當て、是等資産への放資額に對する利子をも亦加へるのが正當である。何となれば地所建物を設備することが、賃借する場合よりも利子丈其製品を安く造り安く賣る理由とはならないからである。即ち製造家は最早家賃若くは地代を支拂ふことなきも、彼の製品原價はその爲めに前よりも低廉になることはない。

此問題は更に進んで同一物品を製造する二つの製造會社につき、一方は其工場を自ら所有し他方は之を賃借する場合に於て、其製品原價を比較する際一層明かになる。即ち此場合には、兩會社の原價が工場を所有すると賃借するとに因り相違すべき道理なき故、双方の原價を同じ立場の下に比較する様、前者は其原價に地所建物への放資額の利子を計上することが必要である。尙之は兩工場が同一會社に屬する場合に於て特に必要である。即ち

一製造會社が東京と大阪とに工場を有し、兩工場にて同一物品を製造するとして、東京工場の地所建物は自ら所有し、大阪工場のそれは賃借し居れりとせば、大阪工場の製品原價には家賃が賦課せられ、東京工場は之よりも利子丈少き經費を原價へ賦課することになる。故に此相違を避け、兩工場の製品原價を正しく比較するためには東京工場の原價へは其地所建物に係る利子を加へたる建物費を賦課することが明かに必要である。

【二】 動力を自ら生産すると之を外部より買入るゝと孰れが經濟的なるかを比較するに必要。工場の建物を所有する場合と之を賃借する場合との建物費を比較するに、利子を含ましむることが必要なりとの主張は、動力費の場合に於て一層有力に主張することが出来る。即ち製造會社は其消費する動力を自ら生産して工場に供給する場合と、自ら生産せずに之を外部から買入れ供給する場合とある。そこで或工場が動力供給につき、その孰れを有利とするかを比較するに當ては、自ら生産する場合の動力費には、其動力室の建物機械其他設備への放資額に對する利子を計上するを要し、然る上算出さるゝ動力の單位原價を外部から買入るゝ同單位原價と比較することに依り、初めて能くその孰れが經濟的なるかを決定することが出来る。

【三】 製品構成部分の或者を自ら製造すると之を外部から買入れるとの優劣決定、又は其製造業に附帶する作業を兼營すると否などの優劣決定に必要。或種の製造業に於ては、其製品を構成する部分 (Component parts) の全部を自ら製造する場合と、其内の或部分は自ら製造せずに外部から買入るゝ場合とある。例へば自動車製造會社が、其製品たる自動車の構成各部分を自己工場にて製造する場合と、其内の或部分を他から買入れる場合と

あり、時には總ての構成部分を外部から買入れ、自己工場にては是等の部分を以て其製品の組立をなすに止まることすらある。更に又製紙會社が、其原料たるパルプは之を専門の製造會社から買入るゝ場合と、自らパルプの製造をも兼營する場合とある。或は又出版會社が、自ら製本業をも兼營する場合と、之は外部の専門會社へ委託する場合とある。是等の場合に於て、先づ自動車製造會社が、自ら其構成部分の總てを製造すべきか、又は其内の或部分例へばエンジン又は之を外部から購入すべきか、その孰れが有利なるかを決定するに當つては、營業政策を離れて、之は自ら製造したエンジンの原價と買入るゝエンジン原價との比較に依て決すべき問題である。之を自ら製造するためには、其エンジンの製造工場に巨額の資本が固定さるゝ故、若し自ら製造せず外から買入れば、エンジン工場に放資する全資本は、之を事業の他の部門に使用し、又は外部に放資して收益することが出来る。故に前記兩原價の比較に當ては、エンジン製造工場への放資額に對する利子を加ふることが必要である。是れ外から買入るゝエンジンの代價には、當然之が含まれて居るから、之を含めない製造原價を其買入代價と比較することは正しくないからである。同様に製紙會社の場合に、パルプを自ら製造すると、之を他から買入るゝとの優劣決定、又出版會社の場合に、製本業を兼ねると之を外部に注文するとの優劣決定に就ては、何れも、そのため特に固定さす資本の利子を加へたる製造原價を其買入代價と比較すべきである。

【四】異なる機械又は異なる製法の作業費を比較するに必要。上記の如く、同じ間接費に係る自己供給 (in-side service) と外部供給 (outside service) との優劣を比較するに當り、之に其設備への放資額に對する利子を含ま

すを正當とする論據は、異なる機械の作業費を比較する上に迄及ぼさる。即ち工場にて製産に使用さるゝ總ての機械への放資額に對する利子も亦製品原價に含まるゝことが主張され、此主張は次の如く合理化されて居る。今或物品の製造には、高價な機械が使用さるゝに對し、他の物品の製造には、高價でない、從てより少き資本の固定さるゝ機械が使用さるゝ場合に於て、兩物品の原價を正しく比較するには、双方の製造に使用さるゝ各機械への放資額に對する利子を各原價に加ふることが必要である。是れ一方の製造は高價な機械を使用し、他方の製造は安價な機械を使用するから、機械の價格の相違は兩製品の製造に係る資本的犠牲の異なるを示し、從て兩機械の作業費には此相違を考慮して、放資額に對する利子をも加へて之を製品原價への配賦上に現はさねば、兩物品の正しき原價の比較は出来ないからである。勿論此場合に兩機械への放資額に係る相違は、兩物品の原價に各機械に係る減價消却費及火災保險料等を含ますことに依つて或程度迄は認めらるゝも、更に資本の使用に對する利子をも亦加へることに依り、其相違が一層正確に認めらるゝことになる。此關係を更に同一物品を造る甲乙二つの製造會社の場合に適用せんに、甲會社は其製造用機械器具が高價にて優れ居り、從てそれに投下さるゝ資本額の大なるに對し、乙會社は其機械器具が甲に較べ低價にして劣り居り、自然それに投下さるゝ資本額も小である。而かも兩會社は一ケ年に同量の製産をなすと假定せば、乙會社は機械器具の劣るため勞銀を要すること大なるに對し、甲會社は之が優れ居るため勞働を節約することが出來て、勞銀の支拂高は乙よりも少い。乍併其代りに甲は乙よりも機械器具への放資額即ち資本的犠牲が大きいと云ふ不利益がある。故に兩者の製品原價を正しく比較

するには、双方の原價に其機械器具への放資額に對する利子を加へることが必要となる。更に同一物品の製造に係る新舊二つの方法を比較し、新法が舊法に比し、どれ丈其製産費を節約するかを知らんには、双方に設備する機械器具への放資額に對する利子を其原價に加ふることが必要である。蓋し新法は舊法よりも通常より高價な機械の設備を伴ひ、從て舊法に比し資本的犠牲が大きく、其代り勞銀は尠なくなるからである。同様に一工場内の異なる製造部門又は異なる作業工程に就ても、亦相互に機械其他の設備に係る放資額を異にする時には、各其原價へ放資額に對する利子を含ましむることに依て、資本的犠牲の相違を認めなければ、各部門又は各工程に係る正しき比較的原價を知ることが出来ない。

【五】乾燥や成熟に要する時間的犠牲を原價へ含ますため利子計上の必要。比較の目的以外、利子を原價の要素として取扱ふことに最も有力なる理由となるは、時の経過が原價に影響する場合である。製造業に於て時が原價の重要な要素となる場合は屢々發見せらるべく、其適例は、葡萄酒の古びること、又は材木の乾燥等に於て見出される。葡萄酒やウイスキーの製造に於ては、釀造作業を終れる後、是等飲料液が成熟する迄數年間貯藏さるゝが普通にて、斯る場合には其製品に投下された資本即ち其製造原價が、貯藏期間に生ずる利子を原價に含ますことが、貯藏年數を異にする葡萄酒の原價又は其の代價を區別する上に、極めて肝要であるを容易に看取することが出来る。同じ理論が材木の乾燥に就ても亦適用出来る。建築用材料又は家具製造用材料となる材木は、之が其用途に適するには、相當の空氣乾燥を必要とし、時としては之がため一二年或はより以上の日子を費やすこと

がある。故に未だ乾燥して居らぬ材木を買入れた時には、之を乾燥させるために相當期間貯藏するを要し、従て乾燥の結果は、其材木の價值に増加を生ずること明かで、此増加は、尠くとも之が買入價額即ち其材木に投下された資本に對する貯藏期間の利子を含むものと思ふるが至當である。

【六】 將來の値上りを豫想して、原料を餘分に買入れたる時利子計上の必要。時が原價に影響を及ぼすことは、原料を其ストックとしての必要量以上餘分に買入れたる場合に於て再び見出される。凡そ原料を必要以上過大に有することは、之に投下するゝ資本の利用を失ひ、其他保管費を要する等の理由に於て不經濟である。故に出来る丈け少なきストックを以て其製造を經營し、此不經濟を尠くすることは經營上注意すべき事項の一つである。然れども或場合には其相場が將來昂騰するとの豫想さるゝため、運轉資本の大なるを利し、ストックとしての必要量以上過大に原料が買入れられ、之が使用さるゝ迄長期間貯藏さるゝことがある。斯る場合には其超過買入分につき、之に投じたる資本に對し、該原料が正規のストックに振込まるゝ迄の期間に係る利子を計算して、之を其原料原價に加へたるものを當時の市價と比較して、其超過買入政策が果して有利なりしや否やを判斷すべきである。尤も之は原料のストックとしての正規の必要量が非常に少量又は小額にして、之を必要量以上に買入るゝことが、單なる便宜に過ぎない様の場合には、利子問題を無視しても、實際的には不都合ない。次に斯る超過買入分に對し、之に投じたる資本の利子を負擔せしむる取扱法につき、Jordan & Harris の所説を引用せん。

(Jordan & Harris, pp
(Cost Accounting 451, 452)

斯場合には、原料の超過買入分は特別原料元帳に記入し、之を普通のストックへ繰込む時期の到來する都度（例へば其使用に先づ三十日又は六十日）一ヶ月分の供給量が特別の原料記録から正規の原料記録に移され、此振替が行はるゝ時、其經過期間に對し、元の買入原價に其利子（例へば年利六分にて計算）が、附加せられる。例へば或タイヤー製造會社が、其毎月のノーマルな生産量に對し、五百噸の生護謨を消費すると見ん。原料購入係は護謨の代價が將來次第に昂騰する傾向ありと判斷し、向ふ十ヶ月分の需用に相當する超過量を一度に買入れ、將來一ヶ年間は新規の購入を見合はすものと假定せん。そして此過度の買入が行はれし時、會社は尙手許に二ヶ月間の需用を充たすストックを有するとせば、原料在庫高は次の通りである。

手持棚卸分（二ヶ月需用分） 壹千噸 一斤廿二仙替 四拾四萬弗

超過買入分（十ヶ月需用分） 五千噸 一斤廿二仙替 貳百貳拾萬弗

買入分は全部入庫の上、之は一旦特別原料として記録し、其後一ヶ月を經過して次の月末に至れば、其内の五百噸即ち工場の一ヶ月分需用量が、特別原料のストックから正規の原料ストックに移される。此振替に際して一斤廿二仙替なる五百噸の代價には、之が一ヶ月間の利子壹千百弗を附加し、（右利子に關する仕譯記入は正規原料勘定の借方と原價賦課利子勘定 Interest charged to Cost a/c の貸方とに行はる）此結果一斤の價格は、元の仕入原價二二仙の代りに、二二・一一仙となるのである。同様に、毎月末五百噸づゝ特別原料が正規原料に振替へらるゝ際、其振替は元の仕入原價に順次一ヶ月分丈遞増する利子を附加した價格に依るので、即ち各振替に係る一

斤當り原價は次の如くなる。

第一月	二二・一一仙	第二月	二二・一二仙
第三月	二二・三三仙	第四月	二二・四四仙
第五月	二二・五五仙	第六月	二二・六六仙
第七月	二二・七七仙	第八月	二二・八八仙
第九月	二二・九九仙	第十月	二三・一〇仙

此方法に依て、超過仕入分に係る資本使用に對す、利子が、それ／＼關係原料價格に附加せられ、經營者は之を毎月其當時の市價と比較して、超過仕入の有利なりしや否やを知ることが出来る。

三

以上は専ら利子を原價に含ましむべきを主張する論者の理論的及實際的論據を紹介したのである。因て次には本問題に關し反對論者の主張する重なる反對理由を紹介せん。

賛成論者は、經濟學上資本は勞働と共に生産の要素たる故、其使用に對する利子は、勞働の使用に對する賃銀同様、生産費即ち原價の一要素であると云ひ、又經濟學上利子と利益とは區別されて、前者は原價に含まれ、後者は企業の危險に對する報償のみを現はすと稱ふるも、實業上一般普通の觀念に於て、原價を構成する項目は、

生産的活動に關係ある支出に限られ、資本の使用に對する利子は、原價の一部でなく利益の一部であると認められる。即ち販賣代價から原價を差引きて生ずる利益中に含まるゝものと看られる。縱令理論上は、資本の使用に對しての報償たる利子と、企業の危險負擔に對する報償たる利益とを區別することが出來ても、實際上此兩者は常に一緒に現はれて區別することが出來ない。故に利子も亦利益の一形式であつて、之を原價の一要素と稱ふるは正しくない。今、資本を有する者が、之を公債や社債に投資すれば、それに對して利子を受取り、此所得を普通に利益と云ふ。更に其資本を公債社債へ放資する代りに製造事業へ放資すれば、彼は利子の代りに、それよりも一層多額なる配當金を受取り、此所得をも亦利益と稱へ、其一部は資本の使用に對する利子に相當すること勿論である。故に普通の觀念に於て、利子は利益の一部であつて、原價の一部でないこと明かである。

次に、反對論者が利子を原價に含ましむることに反對する實際的理由を列舉せん。

【一】實際的理由として稱へらるゝ反對論中、最も有力視さるゝは、利子計算に使用すべき適當なる利率の決定が困難なりと云ふ事である。資本の使用に對する利子を原價に賦課するとして、其賦課すべき利子は如何なる割合にて計算さるべきや。元來、斯る利子の賦課は、之に對應する貸方の收入利子と共に單なる假想的記入なる故、其利率は一定して居らない。自然之を選定すること困難で、結局はイ、カゲンに定めらるゝの外ない。故に或者は公債や定期預金の利率に準じて五分又は六分を使用し、又或者は社債の利率に準じて七分又は八分を使用し、更に或者は銀行の貸出利率に準じて九分又は一割を使用するに至り、其結果異なる製造家に依て造らるゝ同

一製品の原價の比較を不能ならしめ、賛成論者の主張たる、比較を正しく行ふ目的で利子を原價に含ますの理由は、却て打ち壊はさるゝことになる。

【二】 第二の反對理由は、若し工場への放資額に對する利子を製造原價に含ます時は、期末に貸借對照表へ現はすべき製品及仕掛品の棚卸價額が、之に含まるゝ利子額丈人爲的に誇張され、會計學上、利益は之を實現する迄前以て見込むべからずと云ふ、一般に承認され居る原則に反して、製品の販賣前、原價を通じて利益が豫想されるゝことになり、株式會社の場合に、斯る利益を配當すれば、不法な銷配當になると云ふにある。尙、斯る利益が配當されなくても、製品及仕掛品の價額が inflate され居る丈、貸借對照表は虚偽不正確となり、又豫期した利益に對して、普通なれば次年度に其製品を販賣して利益を實現した時、支拂へばよい所得税が課せらるゝ不利益もあると云つて居る。

以上の反對論は、利子を以て原價の一部にあらず利益の一部なりと云ふ前提に基くものである。若し利子が利益であること正しければ、之を原價に含ますの結果は、上記批難の如く、製品や仕掛品の棚卸價格を *inflate* し利益を豫期することになる。乍併、利子包含主張論者は、經濟的理論に基き、利子は正當に原價の一要素なりとの前提に立ち、工場の固定資産に對する利子を原價に含ますことは、固定資産の減價銷却費や又其製造に使用された原料及勞銀を原價に含ますと同様、當然のことなりとして居る。自然、此論據の下には、製品棚卸價格に含まるゝ利子が實現され居らざるの事實は何等反對の理由にならない。何となれば、製品や仕掛品に含まれる利子は

未だ實現され居らぬ故之を棚卸價格に含ますことが不都合と云ふなれば、是等棚卸品に含まるゝ勞銀も、其製品が販賣さるゝ迄は實現され居らぬ譯故、之を含ますことも亦不都合と云はねばならぬ。併し何人も勞銀を原價に含ますことには反對しない。故に製品及仕掛品が其原價にて評價され得る以上、利子の相當額を原價に含ますことは理論上正當で、之は決して價格の inflation にはならないと論じて居る。尙、Scovell (Interest as a Cost) (pp. 224, 225) は以上の如き主張に次の様な附言をなして居る。

以上の主張を以て、棚卸品の評價につき保守的たるを要しないものと誤解しては困る。元より評價に際しては其原價に屬せざる項目は努めて除外するを要し、又時には原價以下に評價するの必要なることもあるべく、更に又棚卸品の或部分に對しては、充分なる準備金を設くるの必要なる場合もあるならん。乍併、若し原價が棚卸品評價の基礎であるなれば、原價を構成する一切の項目を之を含ますことが必要である。

尙、利子包含論者中には、利子を原價に含ますことが利益を豫期すると云ふ反對論に對し、次の様な反駁をなす者がある。若し利子を原價に含ますことが、不確實なる利益を豫想することになるから不都合と云ふなれば、製品が掛賣され、賣上代價が賣掛金勘定の下に資産として處理さるゝことも亦不都合である。何となれば、其賣掛金が回收さるゝ迄は、不確實なる利益を豫想する點に於て同じであるからと云つて居る。乍併、此議論は正しくない。何となれば、製品の時には、それが賣れるかどうか分らないけれど、之を賣却したる後は、其得意先に對し法律上強制し得る債權に變化し、危險は製品を離れて得意先の信用に移るので、若し得意を選択し、各得意へ

彼の信用程度に應ず 販賣をなすなれば、危險は全然ないからである。即ち資産が棚卸品たる場合と、之が賣掛金たる場合とは、豫想利益の確實さに大なる相違があると云はねばならぬ。

【三】 利子が原價の一要素なりとして、之が如何なる基礎に於て計算さるべきかに就きては、利子包含論者の多數は、主として固定資産への放資額に對し之を計算すべきを主張して居る。例へば賛成論者の一人たる

Nicholson (*Cost Accounting* P. 139) は、之に關し事業に投資され居る資本全體に對して利子を計算すべきを主張せず、専ら製造に使用する土地・建物・機械器具等固定資産につき之を計算し、原料・仕掛品・製品・賣掛金・現金等所謂流動資産に對する利子は計上せずと云ひ居り、又 (Harcbe & Fells (*Factory Accounts* P. 118) の如きは利子計算の基礎を専ら機械に限り、機械への放資額に對する利子は機械時間率 (Machine hour rate) に含めて、其機械に依り製産さるゝ製品原價に賦課すべきを主張するも、機械以外の諸資産に對する利子は製品原價の一部を構成するものと認めて居ない

反對論者は此點を批難して曰く、若し事業への放資額に對する利子が原價の一要素なれば、總ての資産を利子計算の基礎となすが當然にして、固定資産に對する利子を原價に含ますと同時に、流動資産に對する利子をも亦原價に含ますが合理的なりと云ひ、尙利子包含論者の多數が利子計算の基礎を固定資産に限り、勞働への放資額につき全然利子を計算することなきに對し、次の如き批評をなして居る。

機械は勞働に依り造られたるもの、即ち生産的に觀察すれば勞働と機械とは同じきが故、機械への放資額に利子

を付する以上、勞働への放資額にも亦利子を付するが當然である。例へば從來三人の職工を使役して生産せる製造家が、自働機械を据付け、是迄使役せる三人の職工の勞働を除くことを得たりとせば、前には製品に對し勞銀が賦課されたるに對し、今は機械に係る費用が賦課さるゝことになる。故に若し機械への放資額に利子を付するが正當なれば、勞銀への放資額にも亦利子を付するが當然である。

利子が原價の一要素たること理論上正當と認めらるれば、其事業に使用さるゝ總ての資産への放資額に對する利子を原價に賦課することが、反對論者の主張する如く合理的にして、原料・仕掛品・製品・賣掛金等の流動資産をも、建物・機械器具等固定資産と同様、*interest basis* となすべきである。尙、勞働への放資額に對する利子を原價に賦課することをも亦正當と認むべきである。乍併、之は仕掛品及製品を利子計算の基礎と認むることに依つて自ら此主張が貫徹する様になる。何となれば、一切の勞働は結局製品又は仕掛品に賦課され、是等原價の重要な部分は勞銀から成つて居るからである。

利子包含論者の或者否な寧ろ其多數は *interest basis* を固定資産又は固定資産と棚卸品（原料・仕掛品及製品）とに局限するも、利子包含主義を徹底的に主張する *Sovell* 氏の如きは、理論上一切の資産が *interest basis* に含まるべきものとなし、固定資産は勿論流動資産、尙進んで繰延資産に至る迄も、是等が其事業に使用され居る限り、總て是等への放資額に對する利子を原價に含ましむべしと主張して居る。故に利子計算の基礎が主として固定資産に限られ、其他の資産を排除するは、理論的理由に因るよりも、寧ろ實行上の理由に基づくものである。此

點に關しては尙後に説明せん。

【四】 反對理由の重なるものは以上列記した三つである。尙此外に微弱ながら稱へらるゝ反對論の三・四を紹介して見ると、次の様な議論がある。

各機械に就ては、其原價即ちそれへの放資額につき、減價の銷却費が計算され、之が當該機械を基礎とする間接費配賦率に含まれ、製品原價に配賦さるゝから、各機械への放資額の相違が其經費の上に及ぼす影響は、減價銷却費の賦課に依て既に充分原價に反影し居り、更に利子を附加するは、寧ろ經費の重複を意味し無用のことなりと云ふ批難がある。乍併、此議論は少しも反對理由にならない。何となれば、減價銷却費は機械の毀損に對する經費であつて、機械に固定さるゝ資本の使用に對する經費とは違ふから、*depreciation charge* を以て *interest charge* に代はらしむることは出来ないからである。從て利子が正當に原價の要素なれば、減價銷却費を原價に賦課する外、利子をも亦之に賦課することが出来る道理である。

次に資本の使用に對する利子は、之を正確に定むることが出来ぬから、原價に含ましてはならないと云ふ議論がある。其理由は、經營に必要な原價は正確なる原價を計算するにありて、斯る原價は實際の事實を基礎としてのみ見出すことが出来、不確實な要素や、イ、カゲンな見積の數字は出来る丈排除せねばならぬから、此意味に於て利子は原價に含ましてはならぬと云ふにある。乍併、此議論に従へば、減價銷却費も亦原價に含ましてはならぬことになる。故に利子が其金額を正確に測定出来ないと云ふ事實は、之を原價に含ましてならぬと云ふ理由

にはならない。

更に又原價に含ますべき利子は、外部へ支拂ふ利子であつて、自己資本に對する利子は、之を原價に含ましてはならぬと云ふ議論がある。其理由は自己資本につき計上する利子は、法律上支拂ふべき債務でないから、之を支拂はなくても強制されないからと云ふにある。併し此議論に従へば、事業主が自己の勤務に對して取る給料も亦減價銷却費も原價に含ましてはならぬことになる。尙、借入資本に對し支拂ふ利子が原價に賦課さるべきや否やに就ては、後に説明せん。

【五】次に一つ毛色の變つた反對論を紹介して見ん。若し事業への放資額に對する利子が原價に含めらるゝなれば、社會及勞働者側に次の如き考を起すに至らん。即ち資本家に對しては既に相當報償が行はれたる故、それ以上の利益金は、會社が一般消費社會よりの強奪、又は勞働者へ低廉な勞銀の支拂に依て獲得したる結果であるとなし、利益金に對しては、彼等に請求權あるを主張するに至るべしとの議論である。併し社會や勞働者の側に斯る考へが起るのは、何も之が利子を原價に含めた場合にのみ起り、利子を原價に含めない場合には起らないと云ふ譯のものではない。寧ろ之は會社の利益が大なるに拘はらず、社員及職工を遇すること薄く、又社會が品質粗惡な製品を高く賣付けらるゝ場合に起るものである。故に此議論の如き現象の發生は、利子が原價に含まるゝと否とには關係せずして、専ら會社の利益高又は株主への配當率が社會への役立、勞働者への給付に比較して不當なりや否やに係るものである。尙、事業が大なる利益を上ぐるものが、必ずしも社會よりの強奪又は勞働者へ

の少き支拂を意味するものにあらざる點につき、ハーヴァード大學實業調査部の發表せる意見の一句を次に引用せん。

事業會社が大なる利益をなすを以て、普通には之を社會や勞働者より強奪の結果たる如く認むるも、之は間違つた觀察である。優秀な經營の下に於て、一方社會に對しては良品質の製品を安く供給し、又勞働者には高き賃銀を支拂ひながら、他方に充分大なる利益を上ぐることを決して不可能でない。實際、社會や勞働者は優れた經營の下に大きな利益を上ぐる事業に依てよりも、拙劣な經營の下に僅少の利益をなす事業の爲めに、より多くの損害を蒙らざるゝものである。

四

次に本問題につき、原價計算が比較的普及して居る米國に於て、其學界及實際界が如何なる態度を持するかを一瞥せん。

Nicholson (Nicholson & Rohback, Cost Accounting I, 138) は、此問題の賛否孰れが學界及實際界に多數味方を有するかを統計的に指示して曰く、本問題につき今日迄に米國會計士の發表したる意見の大部分を賛否兩論に區別すれば、利子を原價に含ますことに賛成する會計士の數は全體の約六割であつて、之に反對する會計士の數は其約四割である。乍併、こゝに注意すべきことは、原價計算を特に専門とする Cost accountants の九割迄は賛成論者たるの事實であ

る。尙、實際界の現象として、ニコルソンは米國製造會社の大多數は利子を原價に含めて居ると云つて居る。併し又同氏の以上の言明を多少裏切る次の様な事實もある。それは、米國原價會計士協會 (National Association of Cost Accountants) にて、千九百廿一年の大會に於て、利子を原價に含ますことの賛否孰れが正當なるかにつき、豫て特別委員の手にて準備したる投票紙を各會員に配布して、其投票を求めた處、所定の期日迄に集まりたる投票數は、種々の理由のため比較的尠く、二千十六通の配布に對し、五百六十七通しか集まらなかつたが、其内百十二通は利子を原價に含ますことに賛成の投票をなし、四百五十五通は之に反對の投票をした。尤も賛成投票の大部分には、其理由が附記され居たるに對し、反對投票の過半は單に no と答へたるに止まり、之を支持する理由が何等述べられて居なかつたとのことである。併し又 Movell (Interest as a Cost) は本問題に關し次の言をなし居る「實際、原價に利子を含ますことに賛成の意見は漸次確實に増加しつつある、唯此事實を立證する統計的證據が乏しい丈である。」之に對し Atkins (Industrial Cost Accounting) は「此問題は賛否双方に充分の理由あるも、公平なる人々は一 generally 利子を原價に含ますことには不賛成の様である」と云つて居る。

米國では今日同種の製造業者の間に於て、盛に同業組合が組織され、是等組合の大多數は、統一原價計算法 (Uniform Cost System) を採用し、斯る統一計算法では殆んど一般に利子を原價に含まして居る。是れ多數の同業者内には、或者は工場を所有するに對し他の者は之を借家し居り、又或者は自ら動力を生産するに對し他の者は之を外部から買入れ居り、更に又或者は製品の各部分を自ら製造するに對し他の者は其或部分を外部から買入

るゝ等、其製造狀態に相違があるから、同業者間の原價の比較が正しく便利に行はれ、不當な競争が行はれないため、斯く其事業に使用する固定資産の利子を原價に含ますのである。尙、米國聯邦商業委員會(Federal Trade Commission)も亦同委員會が千九百十六年七月一日に發行した製造業者の原價計算原理(Fundamentals of a Cost System for Manufacturers)と稱する小冊子に依れば、利子を製造原價に計上するを認むるものである。

又米國では銀行家が得意先に貸出をなすに際し、後者から提出せしむる貸借對照表に於ては、棚卸品の評價額よりは利子を控除せしむるが普通である。之に就て銀行家は其理由を發表して居らないから、彼等の意見が利子包含を理論上不當となすか否かは判明せざるも、之は理論的主張と見るよりも、寧ろ貸出に對する擔保を確實ならしむる趣旨で、資産の評價を保守的ならしめんための要求と見るのが至當である。

五

利子が原價の一要素なりとすれば、之に關して尙議論すべき種々の問題がある。先づ第一に、利子は何を基礎として計算すべきか、之が事業に使用さるゝ資本の利子なりとせば、其資本は如何にして決すべきやの問題がある。

今事業の財政を現はす貸借對照表につき見れば、其事業に使用さるゝ資本金額は、之を先づ負債の部につき容易に見出すことが出来る。即ちそこに記載さるゝ拂込資本金と留保利益金との合計が之を現はし、若し負債を有す

る時には、此自己資本と社債・借入金・買掛金等所謂借入資本との合計が、其事業に使用さるゝ資本金額である。資産の部には是等資本の實體たる諸資産が記載され、是等の合計も亦其事業に使用さるゝ資本金額を現はすものである。斯くて原價計算に使用さるゝ interest basis が、其事業に使用さるゝ資本であるとすれば、之は貸借對照表の負債の部に就ても亦資産の部に就ても見出すことが出来る。若し資本が負債の部から取らるゝ時には、之に係る利子は尠くとも借入資本に對して實際に支拂はるゝ利子と、自己資本即ち簿記に所謂資本 (equity) に對して假想的に支拂はるゝ利子との二種から成り、而かも借入資本の利子は、負債の種類・期限の長短・擔保の良否等に依り、異なる幾つもの利率からなるのである。之に對し自己資本には或る一つの利率を適用することが出来る。かくて此基礎の下に計算さるゝ資本利子の合計は、是等資本が投ぜられ居る實體資産を基礎として、一定の普遍率に依り計算さるゝ利子の合計と同じでない。又此基礎にて利子が計算さるゝ時には、事業財政々策の相違が直接、原價に影響して、事業の經營が主として借入資本に依る場合と、自己資本に依る場合とで、製品への利子賦課額は甚だしく相違して来る。併し之は理論上不都合である。何となれば、事業が其財政を借入資本に依るも又は自己資本に依るも、更に又兩者の割合に如何なる相違が存するも、それは全然 Finance の事柄であつて、製産物の原價は之に依て影響を受くべき理由がないからである。以上の理論的不都合ある外、借入資本及自己資本を利子計算の基礎として使用することには、多數の場合亦實際的不都合がある。若し工場が同じ單一の物品を製産する場合なれば、利子は原價へ一纏に賦課することが出来るから、此 interest basis の下に利子の計算

をなし得るも、多數の製造業は、種類に於て又は品質に於て又は形狀に於て色々違ふ物品を造るから、各口の製品は利用する機械其他の設備を異にし、製品原價に賦課すべき利子は、總資本に付計算せず、之が投下され居る各部門又は各資産に付別々に計算すること必要となり、而かも各部門又は各資産には、其利率を異にする借入資本と自己資本との孰れが投下され居るか、又は兩者が如何なる割合で投下され居るかを、區別すること不可能で、此點に於て此 *interest basis* は結局實行不能となる。

故に利子計算の基礎は、之を貸借對照表負債の側に求むるよりも、資産の側に求め、即ち各種の資産に依て代表さるゝ資本額に對し、一定の普通率を適用して、原價に賦課すべき利子を算定すべきである。此基礎の下には各資産につき、之に投下され居る資本額のみを見て、其資本の出所には關係せざる故、或資産に自己資本が放資され居るか、又は借入資本が放資され居るかは、更に問ふ所でない。且つ又各資産への放資額に對しては、一樣なる利率が適用さるゝ故、資本は其利子を製品へ賦課する上に於て、必要とする所に應じ如何様にも自由に分割することが出来る。而して貸借對照表資産の部に通常現はるゝ資産の種類は左記の通りで、是等は何れも異なる形式にて其事業の資本を代表するものであるから、理論上是等各資産は何れも皆 *interest basis* の一部を構成することになる。

(一)土地及建物への放資額

(二)機械器具への放資額

(三)什器及造作への放資額

(四)原料品への放資額

利子は原價の要素たりや

(五)仕掛品への放資額

(六)製品への放資額

(七)現金への放資額

(八)賣掛金及受取手形への放資額

(九)其他の諸資産への放資額

(十)繰延資産への放資額

乍併、或資産が次の様な事情の下に存在する時には、理論上斯る資産は *interest free* から除外せねばならん。

(一) 製産に使用されざる資産。貸借對照表に掲載さるゝ資産中、其製産に全然使用されず、他の方法に依つて收益を上げつゝある資産に就ては、それへの放資額に對する利子を原價に賦課するは不合理である。例へば製造會社が所有する土地又は建物の一部を、自ら使用せずに之を他人へ賃貸し居るとせば、其資産への放資額に對する報償は、地代又は家賃として收入せらるべし。故に斯る放資額に對し、利子を計上して之を製品原價に賦課するは不當である。斯くて利子計算の基礎となり得る資産は、現に其事業に使用され居るか、又は何時でも其使用に供し得る資産に限らるべきである。

(二) 掛にて買入れたる資産。原料其他の資産が掛にて買入れられ、又は之に對し支拂手形が振出されたる時には、是れ其資産は借入資本にて取得されたるものである。然るに、此種の借入資本に對しては、通常利子が支拂はるゝことなき故、結局其資産には資本が投下され居らざるも同じである。從て斯る資産の買入價額に對する利子を原價に賦課するは、理論上不當である。故に買掛金又は支拂手形等無利子の負債額に對應する丈の原料其他の資産は、之を利子計算の基礎より取除かねばならぬ。

(三)外部から其收益が上げらるゝ資産。例へば製造會社が有價證券を所有する時には、之に對し利子又は配當金を收得すべく、又現金が銀行へ預金され居れば、之に對し利子を收得すべく、斯る販賣收益を離れて別の收益ある資産に就ては、其收益の大小を問はず、之に對し利子を計上して原價に賦課することは、其資本に對する二重の報償を意味して、理論上正當でない。故に此種の資産は、是等が外部より收益を上ぐる限り、*interest basis* から除外すべきである。尤も正確に云へば、現金は當座預金として事業の運轉資金をなすものであり、之が生ずる預金利子は、其利率、通常原價へ賦課するため使用さるゝ利率よりも小なる故、兩利子の差額丈は、現金に就ても亦利子を原價に賦課すべき道理である。

尙 *interest basis* となる固定資産からは、通常創業費や暖簾の如き無形不確實なる一切の資産が除外される。蓋し斯る資産は、事實上製産には何の寄與する所もないからである。

上述の如く、理論的には總ての資産が *interest basis* に含まるべきものにて、唯製造に使用せざる資産、又は無利子の借入資本に依り取得したる資産、及營業外から其收益をなす資産等を控除すべきである。然るに、此問題を實際に取扱ふに當ては、次の諸項を考慮に入るゝ必要がある。第一、各固定資産に依て代表さるゝ資本の利子計上は、減價銷却費及其他の固定費と同様に取扱はれ、即ち各部門に於て所屬固定資産への放資額につき利子を計算して、其部門の間接費となし、之を其部門の間接費配賦率を通じて關係製品原價へ容易に配賦し得るに反し流動資産に依て代表さるゝ資本の利子は、之を間接費配賦率に含めること困難であつて、先づ製造原價を見出し

之に或金額を利子の配賦に相當するものとして附加する手段に依る外、之を原價へ賦課する適當な方法がない。

第二に、利子包含論の實際的論據となす諸比較の目的に就ては、既に列舉せし如く、各場合が主として土地・建物・機械等の固定資産に關し居り、その流動資産に關係ある場合は極めて少い。即ち一會社と他會社との間、又同工場内にて甲製品と乙製品との間の原價比較に就き、或は自己供給と買入供給との孰れが經濟的なるかを比較するに就き、何れの場合も關係固定資産の代表する資本の大小に基く費用の相違を考慮に入るゝため、固定資産の利子が原價へ賦課さるゝ必要の認めらるゝに反し、流動資産に就ては、原料又は製品が普通の必要量以上餘計に買入又は製産されたる時其餘分のストックに就き、之が維持費として利子を原價に含ましむるを要し、或は又他人が現金賣をなすに、自分が掛賣をなす時には、賣掛金の利子を一種の販賣費として原價に含ましむるが如き斯る特別の場合を除き、一般には利子計算の必要が認められない。第三に、流動資産に對し利子が計算さるゝ時には、原料の如き其内の掛にて買入れたる部分は、之に資本が投資されざるも同様なる故、斯る原料は利子計算から控除するを要し、又現金は之が銀行預金となり當座利子を收得する關係上、之に係る利子として原價に賦課さるゝ金額は、當座利子丈け控除修正せねばならぬ。之を要するに、固定資産に比し、流動資産は之が代表する資本の利子を原價に賦課すること遙かに困難であり其取扱の面倒なるに對し、之が實際的必要程度は遙かに低いのである。斯くて實地に此問題を取扱ふに當ては、多くの製造家が、理論に殉じて一切の資産につき利子を計算することとなさず、寧ろ實行上の簡便に則して、土地建物機械等の固定資産に就ては、その製造に使用されざる

ものを除き、全部を *interest basis* となすも、(時には器具及什器等の如き重要ならざる固定資産に就ては、便宜上其利子を無視することもある) 流動資産に就ては、特に實際の必要ある場合、例へば原料を必要量以上餘分に買入れたる場合、又は之を乾燥するため長期間保存する場合の如きを除き、普通には之を *interest basis* に加へない。即ち原料・仕掛品・製品・賣掛金・現金其他繰延資産等に就ては、其實際の必要勘きと、又之を原價へ正しく配賦するの困難なるとに依て、理論は兎に角、其實行を慎打せざるものとして、利子計算を無視するが普通である。自然、之は掛にて買入れたる原料其他の資産或は預金利子を收得する現金等を *interest basis* から控除する手續をも不用とする。故に利子が原價に含めらるゝ場合に於て、一般の實行が之を固定資産に限り、流動資産を除外するのは、理論的理由よりも寧ろ上述の様な實際的理由に基くものである。

六

次に論すべき問題は、固定資産を基礎に又は固定資産と棚卸資産(原料・仕掛品・製品)とを基礎に、利子が計算さるゝとして、其利子計算の元本となる價額は、當該資産の原價たるや、又は時價たるや、更に又其他の價格たるやを決することである。

先づ原料仕掛品及製品等の棚卸資産に就て、利子が計算さるべき價格は、其原價である。尤も是等棚卸品の評價は保守的立場からして、其時價が原價より低き時には、低き時價に依るを慣例とするも、利子を計算する基礎

價額としては原價が使用さるべきである。次に、固定資産中土地に就ては、之が減價を發生せず、又記帳上其増價を認めない關係上、利子計算の基礎價額としては、矢張り原價を使用すべきこと勿論である。

然れども建物及機械等所謂消耗性固定資産は減價を生じ、年と共に其價格を減するから、此種の資産に就ては利子計算の元本として

(一) 原價より減價を差引きたる價格 (Original Cost less depreciation) を主張するものと

(二) 原價 (Original Cost) を主張するものと

二派がある。而して原價差引減價説を主張するものは、次の理由を論據として居る。

建物や機械は其使用と時の経過とに依り漸次價格を減少するから、是等資産を使用する製造は、漸次減少する資本を使用するのである。従て是等に依て造らるゝ製品が、其使用に對し負擔すべき費用も亦漸減すべき道理である。故に利子を計算する基礎價額としては、原價を使用せず原價差引減價を以てすべきである。

之に對し原價論者は次の如く主張して居る。

原價差引減價論者は、専ら現實な資産を自身を見て、其資産への放資額を考へないものである。成程建物機械それ自身、言ひ換ゆれば資本財 (Capital Goods) は、毀損して減價するも、是等資産へ最初に投資した資本 (Capital) は、減價銷却に依て當該資産の減價が他の資産にて補充されて行く限り、少しも毀損されず元の儘製造に使用されて居る道理である。故に利子が資本使用の對價たる關係上、利子計算の基礎價額としては depreciated value

よりも Original Cost を使用するが合理である。尙、若し建物及機械に係る利子の計算が其 depreciated value を基礎として行はるゝ時には、是等資産を取得せし初年度は、利子が其原價に付計算さるゝも、翌年度よりは計算の基礎價額が年々減少するため、之に基き計算さるゝ利子も亦遞減し、其結果實際に於ては年々同一作業を同様有効になす固定資産への放資額に付、其使用の對價として製品へ賦課さるゝ利子が年々變動し、殊に過度の減價銷却が行はれたる翌年度の如き、急激に製品への利子賦課額が減少するの不都合を生ずるのである。

筆者は兩主張の論據を對比することに依て、原價説に賛するものである。乍併、固定資産に投資されたる資本は、減價銷却に依て、それ丈投資の實體を固定資産から流動資産に代ゆるものであるから、若し固定資産は減價銷却されても、年々同じ有効さを以て製産に役立つ理由に依り、利子が其原價を基礎に計算さるゝを是認するとして、此際固定資産と共に流動資産に就ても亦利子が計算さるゝ時には、減價銷却に依り固定資産から流動資産に代りたる部分は、其流動資産に就ても亦利子が計算されて、此部分の資本は利子を重複して計算する結果になる。故に減價銷却額に相當する流動資産額は *Interest basis* から控除すべきである。併し曩に述べし如く、實際上利子計算の基礎が専ら固定資産に限らるゝ場合には、此控除問題は自ら消滅し、固定資産の利子は其原價を基礎として計算し何等不都合なきことになる。

七

次に論すべきは、利子を原價の一要素として取扱ふ時、其利率を如何に決定すべきかの問題である。此問題に就ては、曩に反對論者側に、利子の適當な割合を定むることは困難で、結局之がイ、カゲンに選定さるゝ様になるとの批難あることを述べて置いた。乍併、若し利子が原價の一要素たるものが決定さるれば、其利率を決定することは必ずしも難事でない。尠くとも之は減價の銷却率を決定するよりも容易であり、又それよりもイ、カゲンに選定さるゝ様なことはない。凡そ原價の一要素として之に含まるべき利子は、金錢の使用に對する報償であつて、之は利益が危險の負擔に對する報償たるに對し、區別さるゝものであると云ふのが、利子包含論の論據であるから、原價計算に於て使用すべき利子の割合は、あらゆる危險の要素を取除きたる純粹の金利でなければならん。乍併、事業界の實際に於て、絶対に危險の分子を含めぬ利子は存在せないから、事實上原價計算に使用すべき利子は、危險の要素が *reasonable minimum* に減ぜられた利率に依るの外なく、此點は減價に付絶対に正しき銷却率を見出すことが不可能で、通常之がリーゾナブルな見積率を以て計算さるゝのに能く似て居る。利率の準據が斯の如く決定されたりとして、リーゾナブルな純粹の金利が五分であるか或は六分であるかは、之を數字的に一定すること困難である。何となれば、斯る利率は時に仍り場所に仍り多少相違するからである。恰も賃銀の率や地代の率が場所と時とに仍り相違すると同じである。

尙、利子を原價の一要素として計算するに當り、如何なる種類の利率を使用すべきかに就ては、從來次の如き三種の利率が紹介されて居る。

(一)最も安全なる放資から生ずる利率に均しきもの

(二)當該事業に對し外部から資金を借入れる時支拂ふ利率に均しきもの

(三)當該事業に投資を誘引するに足る利率に均しきもの

第(一)の最も安全なる放資が生ずる利率は、危險の要素最も尠く、金錢の使用に對する純粹の利率に比較的近きもので、我國では商法規定の法定利子、又は政府發行國債證券及一流銀行定期預金の利率が之に該當するのである。社債も亦比較的安全な放資なるも、之は發行する會社のスタンディングや財政的信用如何に仍り、其利率に相違ありて、國債及一流銀行定期預金の利率に比すれば、危險の要素を相當含むものであるから、原價計算に於ける利率の基礎として使用するには適當しない。次に第(二)の當該事業に對し外部から資金を借入るゝ時支拂ふ利率は、最も安全な放資から生ずる利率に比較すれば遙かに高く、更に第(三)の當該事業に投資を誘引するに足る利率に至つては、尙一層高かるべく、是等兩利率は最早單純な金錢の使用に對する報償でなく、寧ろ利子と利益との混じたるものである。故に是等は原價の要素としての利子を計算する場合の利率としては明かに不適當である。

八

事業への放資額全部又は一部に對する利子が、正當に原價の一要素にして、其構成部分であるとすれば、之を

期末の棚卸原價から控除すべき理由はなきも、尙保守的評價のため、又は反對論者の批難に對し、更に又銀行の要求を充たすため、製品及仕掛品の棚卸原價から之に含まるゝ利子を控除する手段として、利子包含主張論者に依り次の様な記帳法が紹介されて居る。

利子が原價に包含されたる時、普通の記帳法に従へば、之が利子勘定又は原價賦課利子勘定 (Interest charged or Cost a/c) の貸方に記入され、期末には之を損益勘定に振替へ其期間の利益として計算することとなるも、斯の如く利子全部を利益とせず、其期間に賣却された製品原價に含まるゝ利子丈を利益として計算するには、上記の如く損益に屬する利子勘定の貸方へ、原價に賦課した利子全部を記入する代りに、之を貸借對照表所屬の利子準備金勘定 (Interest reserve a/c) 貸方に記入して、製品原價に含まるゝ利子は、之が販賣さるゝ迄、右準備金勘定に依て相殺さるゝ作用をなさしむるにある。斯くて此記帳法にては、元帳に利子準備金勘定又は原價賦課利子準備金勘定なる特殊の勘定を設け、毎月末又は毎期末の原價計算に際し、各部門にて所屬固定資産放資額に對する利子が計算され、之が他の間接費用と同様に各部門の間接費勘定に賦課さるゝ時、是等借方記入の合計額を利子準備金勘定の貸方に記入す、(勿論此利子準備金勘定には借入資本に對して實際に支拂ふ利子は含まさない) 而して毎月末又は毎期末に至り、其期間に實際賣却された製品原價に含まるゝ利子を確め、之を利子準備金勘定から收入利子勘定に振替ゆる様、前者の借方と後者の貸方とに記入する。此結果、利子準備金勘定の貸借殘高は、期末の棚卸品原價に含まるゝ利子の額を現はし、從て貸借對照表が作成さるゝ時には、此勘定の貸方殘高は同表の

借方に現はるゝ製品及仕掛品の棚卸原價から差引にする。斯くて、期末の貸借對照表に於ける棚卸品原價は利子を含まないことになり、反對論者の所謂利益を豫期すると云ふ批難をも免れることが出来る。

以上の記述を實際の記入例に付示さんに、今利子二千圓を含む製産費總額十萬圓の製品が、其期間に於て半分文代價六萬圓にて處分され、期末に其棚卸五萬圓を有すると假定すれば、關係諸勘定口座への記入は次の様になる。

利子準備金勘定			
賣上製品原價 = 1,000 含マル、利子		製品原價 = 賦課 セル總利子	2,000
次期繰越	1,000		
	<u>2,000</u>		<u>2,000</u>
		前期繰越	1,000
製品勘定			
製造原價 (利子 貳千圓ヲ含ム)	100,000	賣上原價 (利子 壹千圓ヲ含ム)	50,000
		次期繰越	50,000
	<u>100,000</u>		<u>100,000</u>
前期繰越	50,000		
賣買勘定			
賣上原價 (利子 壹千圓ヲ含ム)	50,000	賣上高	60,000
損益	10,000		
	<u>60,000</u>		<u>60,000</u>
收入利子勘定			
損益	1,000	賣上製品原價 = 含マル、利子	1,000
損益勘定			
		製品賣上利益	10,000
		收入利子	1,000

利子は原價の要素たりや

即ち此期間に處分されたる製品原價五萬圓内に含まるゝ利子千圓は、販賣に依て利益たるものが實現されたる故、之は利子準備金勘定の貸方から差引きて收入利子勘定の貸方に振替へ、之が製品販賣利益一萬圓と共に損益勘定へ振替へられる。從て利子準備金勘定の貸方殘高千圓は、期末賣殘製品の原價に含まれて居る利子を現はし之は次の營業期に其製品が販賣さるゝ迄は、貸借對照表の項目として繰越され、此期間の損益計算には關係せしめない。そして期末に製品賣殘高五萬圓を貸借對照表へ掲ぐるに當つては、之が利子準備金勘定の繰越額千圓と相殺され、自然製品棚卸額は利子を含まない原價で表示さるゝことになる。

以上利子準備金勘定の設定に依て、棚卸額格の *inflation* と利益の *anticipation* とは避け得らるゝも、此記帳法を實地に適用するには可なりの困難がある。それは期末に利子準備金勘定から收入利子勘定に振替ゆべき、其期間の賣上製品に含まるゝ利子額を算定することが、製造の最も單純なる事情の下に於ての外は、之を正確に見出すことが容易ならざるからである。その最も單純なる事情の場合とは、販賣されたる製品も賣殘れる製品も總て同一製品であつて、間接費が全製品へ均等に賦課され居る場合である。斯る場合には、其期間に販賣せし製品原價を、期首棚卸高と其期間に製産したる製品總原價との合計にて除することに依り、其百分率を見出せば、之が其期間の販賣に利用し得たる總製品の幾割を處分したかを現はす。因て此割合を利子準備金勘定の貸方合計額に乗じたるものは、其期間に販賣した製品に含まれる利子を現はし、斯くして利子準備金勘定から收入利子勘定に振替ゆべき金額が容易に見出される。

合併、製造の事情は常に之よりも複雑で、多數の工場では其製造作業の種類と作業の時間とを異にし、從て其原價に含む利子の金額を異にする、種々な物品を製産するが普通である。從て斯る事情の下に、利子準備金勘定の貸方金額中、其期間に販賣せし製品に適用すべき金額を見出すには、賣上原價及其期間の販賣に利用し得たる總原價を製品の種類に依て分解し、各種類の製品毎に賣上原價が總原價に對する割合を見出し、更に利子準備金を各種類の製品に分割したる上、此割合を適用するを要し、其計算手續は複雑手數にして、製品の種類多數なる場合には實行殆んど不可能である。併し、原價の計算それ自身と雖も、元々絶對に正確なものではないから、棚卸品の評價も亦絶對に正確なることは期待し得ない。故に期末に棚卸品の原價から控除すべき利子の金額は、之が一錢一厘の相違なき迄に正確ならずとも、所謂リーゾナブルな近似數が得らるれば、目的は充分達成さるゝ道理である。茲に於て、上記の如き製造の複雑なる場合に於て、其期間に販賣せし製品に含まるゝ利子額の算定には次の様な簡便方法が紹介せられる。

此方法は (Bovell, pp. 115-117) 販賣せられたる製品に含まるゝ利子を、逆に賣殘製品に含ますべき利子を見出し、之を利子準備金の貸方合計から差引くことに依て、見出すものである。而して此方法は、次の二つの假定をリーゾナブルなものとして、之を基礎とするものである。

(一) 期末の棚卸製品は、前期からの繰越分は處分され、専ら其期間に製造されし製品から成るものと想像される。是れ賣上は先づ繰越分から行はれ、次に其期間に造りし製品に及ぶものと考へられるからである。

(二) 期末に於ける各種棚卸製品の相互的数量關係は、彼等が其期間に製造された數量關係と略同じ割合にあるものと想像される。

右兩假定の下に、期末棚卸製品の原價に含まるべき利子の近似額は、其期間に造られた全製品に含まるゝ利子の總額が其總原價の如何なる割合に相當するかを確め、此割合を期末の棚卸製品原價へ乗することに依り見出される。そして此割合を見出すに必要な、其期間の製品總原價と之に含まるゝ利子總額とは、次の如くして知ることが出来る。

先づ其期間の製品總原價は、原價記錄に依り又は總勘定元帳に依り容易に之を計算するを得べく、後の場合の計算法は其期間に販賣された製品の總原價へ期末の棚卸製品總原價を加へたるものから、前期よりの繰越總原價を差引くにある。次に其期間に造られた製品原價に含まるゝ利子總額は、一期間に發生する間接費を全部其期間の製産物へ賦課する主義の採用さるゝ場合には、之が原價記錄から容易に見出さるゝも、若し間接費の全部が其期間の製造に賦課されずして、之が標準配賦率 (Standard burden rate) に依て配賦され、所謂 *earned burden* と *unearned burden* とに區別さるゝ場合には、其期間の製造に賦課された *earned burden* 内に含まるゝ利子は、利子總額を其期間の製造間接費總額にて除したる割合を *earned burden* へ乗することに依り見出さるゝものである。

以上の如く見出されたる二要素を以て、次の如くに計算が行はれる。即ち製品總原價を以て之に含まれ居る利

子總額を除すれば、前者の幾何が後者から成るかを相當正しく現はす割合が見出され、此割合を期末棚卸製品原價に乘じたるものは、それに含まるゝ利子の近似額を現はす。此金額は利子準備金勘定の殘高として次期に繰越さるべき數字であるから、此繰越額と利子準備金勘定の貸方合計との差額が、其期間に販賣された製品原價に含まるゝ利子のリーゾナブルな近似額を現はすことになる。尙、以上の計算に於て、前期からの繰越製品が其原價に利子を含まない場合に於て、販賣が先づ此繰越分より行はれ次に其期間に造られた製品に及ぶものとして、若し其期間に販賣されたる製品總原價が繰越製品の原價より小なれば、兩者の差額丈期末に猶、繰越製品の一部が賣れずに残り居り、それは利子を含んで居らないから、前記の百分率を適用する期末棚卸品の原價からは、此繰越分の殘高をば控除しなければならぬ。

九

借入資本即ち社債及借入金等に對して實際に支拂ひ又は支拂ふべき利子は、之を原價に賦課すべきや否や。此問題は、此種負債が貸借對照表の一方に現はるゝに對し、他方に之を代表する實體として現はるゝ諸種の資産を基礎として利子が計算さるゝに思を致せば、容易に解決することが出来る。即ち借入資本も亦事業に使用する資本の一部をなすが故、之に對して支拂ふ利子は原價に賦課すべきである。乍併、之は自己資本と共に是等が放資されたる諸資産を通じて原價に賦課さるゝが故、更に借入資本に對し債權者へ支拂ふ利子を原價に賦課すること

は、事業に使用する資本に對し二重に利子を計算する結果となる。故に此種負債に對して支拂ふ利子は、原價には賦課せずに、直接損益勘定借方項目として處理すべきである。換言すれば、之を記帳する支拂利子勘定は、期末に間接費勘定へ振替へずに直接、損益勘定へ振替ゆべきものである。

自己資本に對する利子を原價に含ますことに反對する者にして、借入資本に對し實際に支拂ふ利子をば原價に含ますことを認むる者がある。即ち利子が原價の一要素たる理論を認めざる製造家にして、其社債及借入金等に對して支拂ふ利子をば原價に賦課することがある。併し之は明かに間違つた考へである。何となれば利子を原價に賦課するの趣旨は、資本が製造に使用されたるに對し之に報償せんがためにして、其資本が何人に依て供給されたるかは何等問ふ必要ないからである。即ち若し製造家が利子を原價に賦課するなれば、彼は其事業に使用する總ての資本に對し、其使用の報償として之をなすを要し、其資本が自己資本たると借入資本たるとは問ふ處でない。従て自己資本に對する利子も借入資本に對する利子も同じ利率で計算するが至當にて、若し借入資本に對して、自己資本の使用に付原價に賦課する以上の利子が支拂はるゝ時には、其超過利子は最早資本の使用に對する報償とは考へられないで、之は事業が外部から其運轉資本の不足を補助されたるに對し、其收益の一部を債權者に分つものと見るべきである。

上述の如く、資本は之が製産に使用さるゝため其報償として之に對する利子を原價に含ますものにして、其資本が自己資本たると借入資本たるとは製産そのものゝ上に何の影響をも及ぼさない。即ち所有する一圓も借入れ

たる一圓も事業に對しては同じ働をなすものにて、製造家は其事業に使用する資本を他人から借入れたるため、自己資本を以てする場合に較べ其製産費を増加することなし。唯資本の一部が他人に依て供給された時には、利益の全部を自ら取得することが出来ないで、其一部を資本貸與者に頒つ結果になる。斯くて利子を原價の要素として認めざる場合に於ても、亦借入資本に對して支拂ふ利子は、製産と何の關係もなき *finance* の費用として直接、損益勘定に依て處理すべく、之を製造間接費として原價に賦課するは正しくない。

十

茲に本題の結びとして、利子を原價に含ましむることの賛否兩論に對し、少しく批評を加へて見ん。賛成論者は既に述べたる如く、其理論的根據を經濟原則に立つるのであつて、再び其論旨の主要點を摘記すれば次の様である。事業は販賣代價に於て、孰れか其原價として又は利益として、それに投じたる資本の使用に對する利子をかばいせんと期待するものである。然るに今日の經濟理論に従へば、資本の使用に對する報償は、事業の危險に對する報償から區別され、前者は生産費即ち原價の一部となり、利益は専ら後者に限らるゝ故、理論上利子は之を利益に含めるよりも原價に含めるが正當である。斯の如く資本の使用に對する利子を原價の正當なる構成部分とすれば、製造家は其企業利潤として危險負擔に對し幾何の報償を得るかを容易に知り得る便宜あり、又此原價を基礎として、社會に對し公平なる代價を定め、激しき競争に直面しては最低の代價を定めることが出来る。

此主張に關聯し、極めて興味ある事例は、ハーヴァード大學實業調查部(Bureau of Business Research)が、利子問題に對する態度を變更せしことである。同調査部は靴小賣業に係る統一會計制度を編纂し、之を最初に發表せし時には、其制度に於て利子を利益の一部として取扱ひ、之を原價に含めざりしも、其後數年を経て發行せる新冊子に於ては、利子を原價に含め居り、此變更に對し同調査部は次の如き聲明をなして居る。

利子の取扱法を再考すべく決したるは、實際的に之が必要を認めたるに因るのみならず、多數實際家の利子を原價に含ましむべしと云ふ強き主張に依て動かされたるに因る。元より此問題を再考するに當ては、獨り製靴業に就てのみならず、汎く他の事業に就ても亦調査せり。又多數の實業家即ち製造家・卸賣商人・小賣商人・銀行家・會計士等の注意や意見を徴したる處、是等實際家の多數は利子を原價に含ますことに賛意を表したり。勿論、重要問題なる故、賛否双方の意見に充分傾聽し、あらゆる方面から此問題を考究して、永い間周到な考慮をなした後、當に調査事業の見地よりのみならず、尙又一般商工政策及公益的見地に基き、此變更が妥當にして機宜に適するものと決定した。

以上賛成論者の理論的主張は、之を反對論者が、唯ビジネスの常識的觀念から、又利子が通常利益と一緒に配當さるゝ形式から、推論して、之が利益に含まるべく原價に含まるべきものにあらすと稱へ、經濟上の利益と商業上の利益とは相一致せざるものなりと斷するに比すれば、理論的には勝つて居るものと云へる。尙、反對論者は賛成論者の主張を以て、寧ろ經濟理論に捉はれ過ぎた實際的價值に乏しき議論であると貶して居るも、之とて事

實そうでない。何となれば、曩に利子包含の實際的必要ある場合として、列舉した如き各場合に就ては、利子包含の正當なるを認めざる譯にいかないからである。即ち異なる機械又は異なる製法の優劣比較、或は動力を内に生産すると其供給を外に仰ぐと孰れが安價なるかの決定、又製品の構成部分に關する同様の決定、或は建物が所有さるゝ場合と賃借さるゝ場合との建物費の比較、其他葡萄酒の *aging* 材木の *seasoning* の如き各場合には、其製産に使用する建物機械其他の資産に固定さるゝ資本の利子を、其原價に含ますることが之を含まざる場合よりも一層信頼出來る指導となり、又一層正確に其比較を反影して、經營上有効な報告を與へること明かである。更に反對論者が反對理由とする各主張には復、悉く見るべきものがない。即ち利子を原價に含ませば製品の棚卸價格を *inflate* すべしとか或は利益を *anticipate* するとか、或は適當なる利率の決定困難なりとか、或は固定資産に利子を付する以上何故流動資産にも之を付せざるやとか、或は比較の目的は減價銷却費を原價に含ますことに依て果たされ居るとか、或は外部に對し實際支拂ふ利子は原價に含ますべきも自己資本に對する假想利子は含ますべからずとか、孰れも反對議論としては無力にて、一つとして利子包含論者の反駁に堪へ得るものはない。唯一つ稍々有力な反對理由と認むべきは、必要の際各製品原價に幾何の利子が含まれ居るかを知り得ないと云ふ點である。即ち特定製品の原價にどれ丈の利子が含まれ居るかを知らねば困難又は不可能なるため、市場不況にして出來得る限りの値下を必要とする場合、或は競争入札に於て他の製造家と輸贏を争ふ場合、利子を含まざる原價が容易に見出せないため、自信ある適當の代價決定を不能となし、又其入札を他人に取らるゝ等の不利を生

することありと云ふ批難である。

利子包含論者中には、其主張を上記の如く理論的に徹底せしめないで、其論據を専ら各種の比較又は優劣決定の實際的理由にのみ置くものが多い。斯る主張論者は、利子が原價の要素たることを減價銷却費が同要素たると同程度の自信を以て認めるものとは思へない。故に其論據は勢ひ薄弱であり、反對論者に依て利子を原價に含ますことは製品棚卸價格を膨脹せしめ利益を豫期するものなりと批難さるれば、自ら自己の主張に反逆して、之を避くる記帳法を工夫して其主張の不徹底を補修し、自然利子が眞の原價要素にあらざるを自認せんとする結果に陥るのである。若し原價の本質上、利子がその正當なる構成部分なれば、製品棚卸價格に利子を含ますことも正當であるから、棚卸價格には當然利子の賦課をも含まし得べしとて、反對論者の批難を一蹴し得る道理である。此點に於て、利子包含論者中最も徹底せる主張をなす者は Scovell (*Interest as a Cost P. 225*) 氏である。同氏は經濟理論上、事業への放資額に對する利子は眞實原價の構成要素にして、それは正當に棚卸價格の一部をなすが故、之を原價に含ますことは決して製品の棚卸價格を *inflate* し利益を *anticipate* するものにあらざるとなし、從て期末の貸借對照表棚卸品原價より利子賦課額を控除することありても、それは銀行や稅務署の要求に應ずるため採る便宜の處理であつて、利子を原價に含ますことの會計理論を不當とし之を訂正せんがため行はるゝのではないと主張して居る。實際養成論據の主要點が、理論を離れて専ら比較の目的・優劣の決定丈に止まらば、之を以て未だ俄かに利子は原價の正當なる構成要素にして、其計上は原價計算手續の常規をなすものなりと斷する譯には行かない。又

單なる比較の目的なれば、縱令利子を加へた方が其比較を一層正確完全になし得ても、實際的には各建物各機械等に係る減價銷却費や火災保險料や更に又動力費消耗品費等を原價へ賦課することに依て、此目的は相當果たされ居るので、酒類の ageing や材木の seasoning の如き特別の場合を除きて、利子の賦課が絶対に必要なりと云ふことは出来ない。之を要するに、其根據を單なる比較の目的に置く利子包含論は薄弱たるを免れない。

以上賛否兩論の理論的及實際的兩方面に亘る主張を通觀比較する時は、吾人は寧ろ利子包含論に組みすべき理由のより多きと、又之が原價計算の一層進歩したる方法なりと信ずるものである。乍併、利子を以て減價銷却費と全然同じき real cost element なりと考へる丈の理由は未だ是等の議論中に發見することが出来ない。故に之が實行に就て利子包含論を其儘無條件に容れて、資産全部に對する利子を原價へ賦課することには賛成出来ないで、矢張折衷論者の不徹底に墮する議は免れざるも、利子を含ますことに依て得らるゝ利益の顯著なる場合、即ち養成論者の實際的理由として列舉せし如き場合に限りて實行し、斯る明白な價値の存せざる場合に於ては、利子問題を無視せんとするものである。此點寧ろ Jordan & Harris (Cost Accounting) P. 456 の主張に共鳴するものと云ひ得る。

參考書

1. Cause, Relation between interest and manufacturing costs

The Accountant—June 29, 1918

利子は原價の要素たりや

2. May, Reason for excluding interest from cost

The Accountant—June 24, 1916

3. Lehmann, die industrielle Kalkulation, S. 92 u. 95
4. Caslenholz, Cost Accounting Procedure, chapter XIII
5. Jordan & Harris, Cost Accounting, chapter XXXV
6. Atkins, Industrial Cost Accounting, chapter XIX
7. Church, Manufacturing Costs and Accounts, chapter XXIV
8. Newman Theory and Practice of Costing, chapter V
9. Nicholson & Rohrbach, Cost Accounting, pp. 133—140
10. Scovell, Interest as a Cost

大正十五年十月十日

吉 田 良 三